

～くらしの最低保障引き下げにNO!～

「生活保護基準引下げ違憲訴訟」

第6回期日

2016年4月6日(水) 14:00～

さいたま地方裁判所 105法廷

25 =

まもろう
憲法 25 条

「くらしの最低保障引き下げにNO!」一斉行動

- 浦和駅前アピール行動 11:00～12:00 (浦和駅西口・東口前)
傍聴行動 (さいたま地裁前) 13:20までに並びましょう
*傍聴券の抽選の締め切りが13時30分となりますので、お早めにお並び下さい。
裁判応援・報告集会 (埼佛会館) 14:10～15:40 (予定)

会場 埼佛会館 (さいたま市浦和区高砂 4-13-18)
内容 *裁判概要
*第6回期日報告
*ミニ講座「全盲の母の願いと闘い…堀木訴訟」

2013年8月、生活保護基準が切り下げられました。2015年4月まで3回に渡り、最大で10%の削減がなされました。生活保護基準は、最低賃金や年金、就学援助、住民税など多岐の制度に連動します。そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ、国民の暮らしが脅かされる事態に、何とか押し留めようと25人の人たちが訴訟に立ち上がりました。

多くの人たちとつながり、我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざしていきましょう 「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」 代表 寺久保光良

<お問合せ>さいたま司法書士事務所 (広瀬)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-10-6 ペルセ高砂 404 TEL 048 (815) 6978 / FAX 048 (815) 6977

<振込先> 支援カンパを募集しています

埼玉りそな銀行 桶川支店 普通預金4598116

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 会計 飛鳥井 行寛

